

◎ 石狩市協働事業提案制度 F A Q

Q 提案する際に明確にしておくべき点は何か

A) 次のような視点で事業の目的や役割をある程度はつきり意識しておくこと、その後の事業検討がスムーズだと思います。

(この事業を行うことで何を指すのか？そのために自分達は何をするのか？その一方で、市役所には何を求めるのか？)

Q 現在、団体が実施している有効なまちづくり事業も支援してもらえるのか

A) 本制度は、新たな協働事業を、その一方を担おうとする市民からの提案に基づいて実現させようというものであり、既存の活動の支援を目的とした事業でないため、そのような支援は受けられません。ただし、既存の事業を市との協働によりレベルアップさせるなど、事業の新規性や効果の拡大が見込まれるものであれば、提案の対象となります。

Q 営利事業も対象になるのか

A) 営利事業であることを理由に本制度から排除することはありません。ただ、市のこうした取り組みは、地域経済の健全な発展を阻害したり、一部民業を不当に圧迫することのないよう、適切な配慮のもとに行われなければならないものなので、事業選考にあたっては、事業者単独で行うものか否か、また、事業目的の達成のために市との協働効果がどの程度認められるかといった観点でその是非と事業手法を判断していくことになります。

Q これから組織する団体での提案は認められる？

A) これから新たに作る団体でも提案することはできます。大切なのは、提案した事業をしっかりと実行できるかどうかということになりますので、それらについては、事業検討の意見交換の中で、実行体制や準備状況などを確認したうえで判断させていただくことになります。

Q 実施が決定されたら直ちに事業を始めることになるのか

A) 協働事業として実施するか否かは、所定の手続を経て12月中に決定しますが、協働手法によっては、予算付けなどが必要なため、事業の実施は、原則翌年度4月からとしています。ただ、予算付けなどが不要な事業については、市と提案団体の間で事業の実施に関する約束事を確認しあう協定書を締結した段階で随時実施していただいても構いません。

●以下、8月11日「市民説明会」質疑内容

Q 協働事業となった場合、広報等で毎月宣伝してもらえるのか

A) 内容による。事業内容が毎月変わるようなもの（たとえば連続講座など）であればそのような対応も出来るかもしれないが、広報紙も紙面が限られているので、一般的にはスタート時の事業周知が基本と考えてもらいたい。

Q 厚田・浜益なども含めた市内全体で取り組む事業でなければ対象にならないか？

A) 町内会などのようにエリアを絞って活動している団体もあり、そういったところを排除する考えはない。協働事業として採用するか否かは、事業の必要性や波及性などの審査基準を勘案し、その効果等を総合的に判断することになる。

Q 事業実施にあたり、市内の障がい者やお年寄りの活動実態（就労や地域活動など？）を市から教えてもらえるか？

A) 個人情報に係るものを教えることは出来ない。分野によっては、動態調査などのデータはあるので、そうしたものなら提供することはやぶさかでない。

Q 市有地などの活用を考えた場合、市内のそうした情報を教えてもらうことは可能か？

A) 可能である。

Q 市外に事務所があっても、市内で活動する団体はOKとあるが、これは企業も同様か？

A) 同様である。

Q 要は事業の進化が対象ということか？

A) 既存の事業であれば、そのレベルアップを求めると言う意味ではそうである。